

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市片山字中通6番地2

氏名 東北ビル管財株式会社

代表取締役 五十嵐 弘悦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和2年11月17日

許可の有効年月日 令和7年10月19日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 業の区分

- ア 破碎施設による中間処理
- イ 焼却施設による中間処理
- ウ 炭化施設による中間処理
- エ 埋め立てによる最終処分

#### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破碎による中間処理に係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、
  - (ウ) がれき類（廃アスファルト及び廃コンクリートに限る。）以上3品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 焼却による中間処理に係るもの
  - (ア) 紙くず、(イ) 木くず、(ウ) 繊維くず以上3品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- ウ 炭化による中間処理に係るもの
  - (ア) 木くず 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- エ 埋め立てに係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
  - (ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(エ) がれき類以上4品目（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 中間処理に係る施設

所在地 大館市芦田子字手代袋1番4 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

#### (2) 最終処分に係る施設

所在地 鹿角市八幡平字上ミ和志賀1 他

（埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり。）

### 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 10 月 20 日	新規許可
平成 12 年 10 月 20 日	更新許可
平成 17 年 10 月 20 日	更新許可
平成 22 年 11 月 8 日	更新許可
平成 27 年 10 月 20 日	更新許可
令和 2 年 11 月 17 日	更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有・無  
以下余白



別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
がれき類の破碎施設 (がれき類) (平成7年9月7日 設置) (平成13年7月6日 許可) (許可番号 使用届出)	336 t/日	1	大館市芦田子字手代袋1番4
木くずの破碎施設 (木くず) (令和元年6月27日 設置) (令和元年6月26日 許可) (許可番号 館福環-1188)	80 t/日	1	
その他焼却施設 (紙くず、木くず、繊維くず) (平成7年12月21日 設置) (許可番号 許可対象外)	1.584 t/日	1	
廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (平成10年7月14日 設置) (許可番号 許可対象外)	3.2 t/日	1	
炭化施設 (木くず) (平成17年3月10日 設置) (許可番号 許可対象外)	1.504 t/日	1	大館市芦田子字手代袋谷地76

別記2

最終処分に係る施設

(1) 施設の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

施設の種類	安定型	最終処分場の所在地	備考
許可年月日	平成22年3月4日	鹿角市八幡平字上ミ和志賀1他	
許可番号	環備-630		
設置年月日	平成22年7月7日		
埋立面積	21,323 m <sup>2</sup>		
埋立容量	129,031 m <sup>3</sup>		

